

令和4年12月28日
東京都環境局
環境改善部環境保安課

高圧ガス製造・貯蔵・販売事業者 各位

高圧ガス取扱事業所における軽微変更届等の手続きについて

近年、高圧ガス保安法（以下「法」という。）第14条第二項に規定する軽微な変更の工事を行ったにもかかわらず、その旨を届け出していない第一種製造者が散見されています。

こうした軽微変更の際に必要な手続きがなされていない場合は、法第83条第一項の届出義務違反（30万円以下の罰金）に該当します。各事業者におかれましては、定期メンテナンスや保守点検等を行う際に、当該高圧ガス設備の補修や部品交換等が行われる場合がありますので、法に基づく手続きが必要かどうか、よくご確認ください。

同様に、第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所及び販売業者等においても、相続や合併の際の承継届や、施設やビルの売却・移転に伴う廃止届など、各種届出の提出がなされていない事業者等が見受けられますので、あわせてご注意ください。

【問合せ先】

23区内・島しょ事業所
東京都環境局環境改善部環境保安課ガス冷凍担当
電話：03-5388-3543
多摩地域事業所
東京都多摩環境事務所管理課ガス冷凍担当
電話：042-525-4772